資料１

平成２７年度事業報告（計画策定事業）

１　「熊谷市地域公共交通網形成計画」策定事業

・計画策定業務委託に係るプロポーザル審査選定委員会を実施
（平成２７年7月３０日）

・地域住民のニーズ把握　（平成２７年９月～１０月）
- 公共交通に関する市民アンケート調査
- ゆうゆうバス利用者アンケート調査
- 秩父鉄道新駅の利用に関するアンケート調査

・熊谷市地域公共交通網形成計画（案）の決定（平成２８年３月）

２　熊谷市地域公共交通会議の開催

・第１６回　公共交通網形成計画の策定について検討した。
（平成２７年５月２０日）

・第１７回　公共交通網形成計画（素案）について検討した。
（平成２７年１１月２５日）

・第１８回　熊谷市地域公共交通網形成計画（案）を決定した。
（平成２８年３月２２日）

平成２８年５月１１日提出

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　嶋　野　正　史

資料２

平成２７年度　歳入歳出決算

１　歳入の部　　（単位　円）

科　　目	本年度予算額	収入済額	比較	備　　考
１負担金	7,599,000	2,973,774	△4,625,226	
２補助金	0	4,019,000	4,019,000	国庫補助金
３繰越金	32	32	0	
４諸収入	968	811	△157	
合　　計	7,600,000	6,993,617	△606,383	

２　歳出の部　　（単位　円）

科　　目	本年度予算額	支出済額	比較	備　　考
１事務費	325,000	134,774	190,226	会議費
２事業費	7,274,000	6,858,000	416,000	形成計画策定
３予備費	1,000	0	1,000	
合　　計	7,600,000	6,992,774	607,226	

収入済額　　６，９９３，６１７円
支出済額　　６，９９２，７７４円
差引残額　　８４３円（次年度へ繰越）

平成２８年５月１１日提出

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　嶋　野　正　史

会　計　監　査　報　告

平成２７年度熊谷市地域公共交通会議の歳入歳出決算について、関係書類の審査を実施したところ、計数的に正確であり内容も適正であることを認めます。

熊谷市地域公共交通会議
会長　嶋野　正史　　様

平成２８年５月９日

監事　松田真市

平成２８年５月９日

監事　西田茂夫

資料３

平成２８年度事業計画（案）

１　形成計画に定めた事業の実施

・秩父鉄道新駅「ソシオ流通センター駅」整備

・ゆうゆうバスの再編

２　熊谷市地域公共交通会議等の開催

・交通会議

・小委員会

３　その他目的達成のための事業

平成２８年５月１１日提出

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　嶋　野　正　史

資料４

平成２８年度　歳入歳出予算（案）

１　歳入の部　　（単位　円）

科　　目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備　　考
１負担金	148,355,000	7,599,000	140,756,000	熊谷市、行田市
２補助金	60,000,000	0	60,000,000	国庫補助金
３繰越金	843	32	811	
４諸収入	157	968	△811	
合　　計	208,356,000	7,600,000	200,756,000	

２　歳出の部　　（単位　円）

科　　目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備　　考
１事務費	217,000	325,000	△108,000	会議費
２事業費	208,138,000	7,274,000	200,864,000	新駅整備
３予備費	1,000	1,000	0	
合　　計	208,356,000	7,600,000	200,756,000	

歳入総額　　２０８，３５６，０００円
歳出総額　　２０８，３５６，０００円
歳入歳出差引額　　０円

平成２８年５月１１日提出

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　嶋　野　正　史

秩父鉄道新駅「ソシオ流通センター駅」国庫補助事業の枠組み及び今後の取組みについて

１　国庫補助事業の枠組み

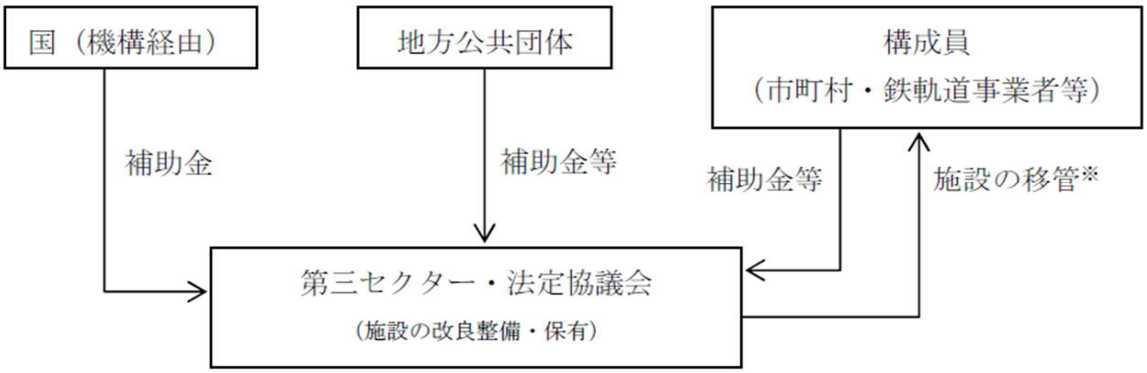

※　整備された施設について、法定協議会（熊谷市地域公共交通会議）においては規約等においてあらかじめ定められた者に移管する。

２　今後の取組み

(1)熊谷市地域公共交通会議設置要綱の見直し

(2)交通会議と秩父鉄道等との協定書締結

(3)新駅設置事業委託契約書及び工事協定書の締結


ソシオ流通センター駅舎イメージ
ソシオ流通センター

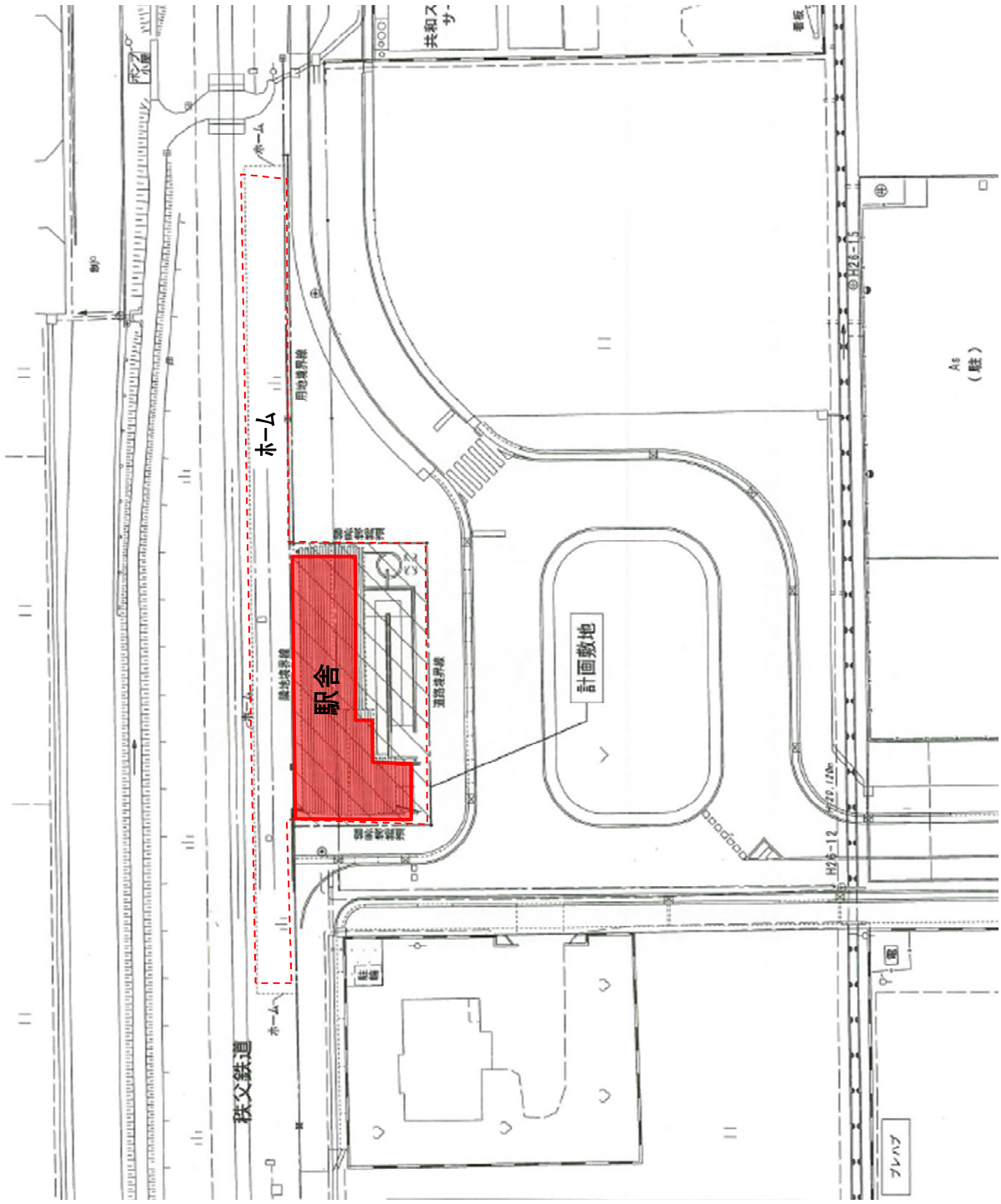
ホーム
駅舎
計画敷地
秩父鉄道
ホーム
ホーム
用地境界線
道路境界線

熊谷市地域公共交通会議設置要綱（案）

（目的）

第１条　熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、熊谷市長が主宰し、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の目的に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の実施等、交通政策を推進するため設置する。

（事務所）

第２条　交通会議は、事務所を埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１に置く。

（業務）

第３条　交通会議は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。

（２）形成計画の策定及び変更の協議並びに事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。

（３）前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　交通会議の委員は次に掲げる者とする。

（１）熊谷市副市長

（２）一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体

（４）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

（５）住民の代表

（６）関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

（７）熊谷警察署長又はその指名する者

（８）埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者

（９）道路管理者

（10）鉄道事業者

（11）その他交通会議が必要と認める者

（役員の定数及び選任）

第５条　交通会議に次の役員を置く。

（１）会　長　１人
（２）副会長　１人
（３）監　事　２人
２　会長は、熊谷市副市長をもって充てる。
３　副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。
４　会長、副会長及び監事は兼ねることはできない。
（役員の職務）
第６条　会長は交通会議を代表し、その会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。
３　監事は、交通会議の会計を監査する。
（委員の任期）
第７条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は再任されることができる。
（会議）
第８条　交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
３　会議は、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
４　会議の議決は、出席委員の３分の２以上で決する。
５　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
６　交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
７　前６項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（協議結果の尊重義務）
第９条　交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。
（小委員会）
第１０条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。
２　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１１条　交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

２　事務局は、熊谷市総合政策部企画課に置く。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１２条　交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１３条　交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第１４条　交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（財産の移管）

第１５条　交通会議は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２１年２月２７日から施行する。

２　この要綱は、平成２２年１月４日から施行する。

３　この要綱は、平成２２年２月２日から施行する。

４　この要綱は、平成２７年５月２０日から施行する。

５　この要綱は、平成　　年　月　　日から施行する。

鉄道利用者の利便性向上等に資する施設の整備等に関する協定書（案）

熊谷市地域公共交通会議設置要綱第１５条の規定に基づき、熊谷市地域公共交通会議（以下「甲」という。）、熊谷市（以下「乙」という。）、行田市（以下「丙」という。）及び秩父鉄道株式会社（以下「丁」という。）は、秩父鉄道　秩父本線　持田－熊谷駅間新駅設置に関する協定書（平成２７年３月２４日締結）に基づき、甲が幹線鉄道等活性化事業費補助（以下「国庫補助金」という。）を受けて実施する鉄道利用者の利便性向上を図るための施設（以下「施設」という。）の整備に係る事業内容、費用負担及び事業完了後の施設の管理等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　甲、乙、丙及び丁は、甲が施行する施設の整備に対し誠意をもって相互に協力するとともに、乙、丙及び丁は、その施設の整備に要する費用の一部を負担するものとする。

（整備計画）

第２条　施設の整備計画（以下「整備計画」という。）は別紙のとおりとする。また、施設の整備箇所については、別添図面のとおりとする。

２　施設の完成期日は、平成２９年３月を目処とし、甲、乙、丙及び丁は相互に協力するものとする。

３　整備計画に変更が生じるときは、別途、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（費用負担）

第３条　施設整備の費用負担の考え方は、以下のとおりとする。

乙　全体事業費から国庫補助金を除いた額の１／２の額

丙　全体事業費から国庫補助金を除いた額の１／２の額

２　予期することのできない急激な物価、労務費等の変動により全体事業費が適当でないと認められるときは、別途、乙、丙及び丁が協議の上、変更するものとする。

（施設の整備）

第４条　施設の整備は、甲の管理のもとに丁が実施し、整備によって生じた財産に対する権利は丁に帰属する。

（施設の管理等）

第５条　事業完了後の施設は、甲に代わり、以下に定める者が国庫補助金により取得した財産として、適切に使用・管理するものとする。

施設の名称	施設管理者
ソシオ流通センター駅 (熊谷市大字戸出 102 番地 1)	丁

（協定書の尊重義務）

第６条　甲、乙、丙及び丁は、本協定書に記載された事項を尊重しなければならない。

（その他）

第７条　この協定書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書を４通作成し、甲、乙、丙及び丁はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する

平成　　年　　月　　日

埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
甲　熊谷市地域公共交通会議
会　長　　嶋野　正史

埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
乙　熊谷市
熊谷市長　　富岡　清

埼玉県行田市本丸２番５号
丙　行田市
行田市長　　工藤　正司

埼玉県熊谷市曙町１丁目１番地
丁　秩父鉄道株式会社
代表取締役社長　　大谷　隆男

別　紙

整　備　計　画

１．整備箇所　熊谷市佐谷田地内

２．整備内容　新駅の設置

３．実施年度　平成２８年度

別添図面

・整備内容　ソシオ流通センター駅の新設

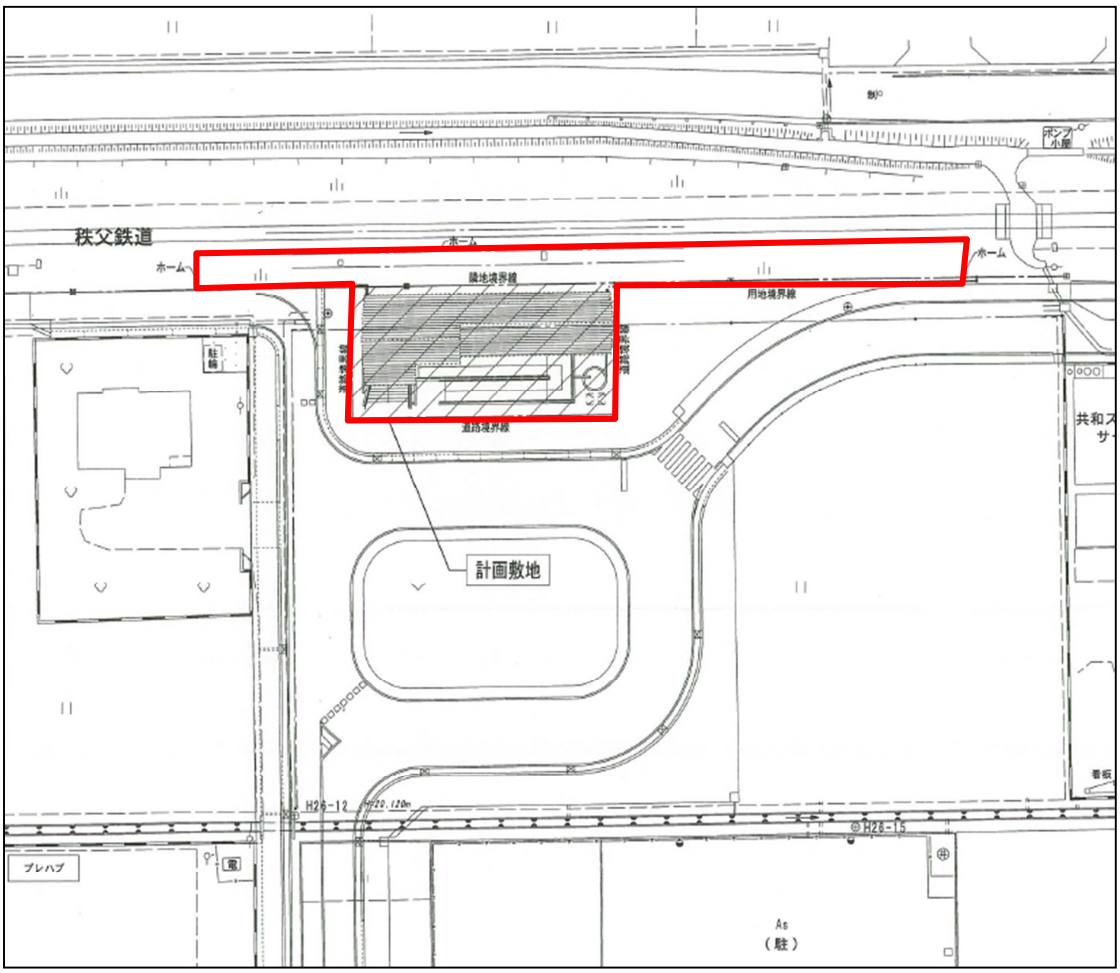

事業委託契約書（案）

熊谷市地域公共交通会議（以下「甲」という。）と秩父鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、新駅（ソシオ流通センター駅）施設整備工事（以下「事業」という。）に関し、事業の履行及び事業に要する費用について、以下のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、この契約書及び事業計画書に従い事業を履行するものとする。

２　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行うものとする。

（事業の委託）

第２条　事業は甲が乙に委託し、乙が受託するものとする。

（事業の内容）

第３条　事業の内容は、別紙１の事業実施計画書のとおりとする。

（事業の期限）

第４条　乙は、事業を平成２９年３月３１日までに完了するものとする。

２　乙は、前項の期限までに事業を完了することができないと認められるときは、予め甲に対し延期を申し出るものとする。

（事業費及び負担等）

第５条　補助対象事業費（以下「事業費」という。）は、金 192,720 千円（消費税及び地方消費税を除く。）を限度とし、甲は事業費を限度として負担するものとする。

２　甲は、事業について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、熊谷市、行田市に対し、補助金交付申請又は負担金請求を行うものとする。

（協定の締結）

第６条　甲及び乙は、工事の実施にあたり、工事施工に関する協定を締結するものとする。

２　甲は、前項の協定の締結にあたり、乙の工事の継続に支障のないよう努めるものとする。

（事業の変更）

第７条　甲は、必要があると認めたときは、事業の内容を変更し、又は事業を一時中止することができる。

２　乙は、事業の履行上又は完了に及ぼす重要な事情により事業の内容に変更が生じたときは、直ちに甲に報告し協議するものとする。

３　前項において、事業の内容、事業の期限又は事業費を変更する必要があるときは、甲乙が協議して定めるものとする。

（事業履行の協力）

第８条　甲は、乙が行う事業の履行について、乙に協力するものとする。

（事業の着手届、完了届）

第９条　乙は、鉄道事業法第１２条による認可を受けた上で現地工事に着手したときは、着手届（様式第１号）を、また、工事が完了したときは完了通知書（様式第２号）を速やかに甲に提出しなければならない。

（完了検査の実施等）

第１０条　甲は、完了通知書を受領したときは、完了検査を行わなければならない。検査の結果、不合格となった場合は、甲が指定する期間内に乙は甲の指示に従って修正し、再検査を受けなければならない。

（事業費の請求及び支払）

第１１条　乙は、事業費の請求をしようとするときは、前条の検査に合格した後において、第５条第１項の規定に基づき、甲の指示する手続きに従って委託金額の支払を請求するものとする。

２　甲は前項の請求に基づき、乙に事業費を支払うものとする。

（財産の帰属及び維持管理）

第１２条　事業の履行によって生じた財産に対する権利は、第１０条の検査に合格した時点で乙に帰属し、乙が維持管理を行うものとする。

（損害の負担）

第１３条　事業の履行にあたり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとし、

その額は甲乙が協議して定めるものとする。

（機密の保持）

第１４条　甲及び乙は、事業の履行にあたって知り得た内容を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（その他）

第１５条　この契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約書の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する

平成　　年　　月　　日

埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
甲　熊谷市地域公共交通会議
会　長　　嶋野　正史

埼玉県熊谷市曙町１丁目１番地
乙　秩父鉄道株式会社
代表取締役社長　　大谷　隆男

別紙１（幹線鉄道等活性化事業）

事業実施計画書

１　事業の目的及び内容

熊谷市東部・行田市西部に位置する本地域は、近年、圏央道 IC アクセスの久下橋の供用開始や熊谷市の環状道路である第二北大通線の一部供用開始など道路ネットワークの整備が進められているが、公共交通不便地域であることが課題となっていた。同地域を東西に走る秩父鉄道に新駅を設置することにより、鉄道駅を核としたネットワーク型コンパクトシティの形成を図る。

２　事業対象経費の内訳

（単位：円）

費目	事業計画額				完了予定期日	備考
	計画額	27 年度まで（実績）	平成 28 年度	29 年度以降		
土木費 線路 設備費 開業 設備費 用地費						
合計						

注）補助事業の費目ごとに経費の積算をした書類は、別紙２（事業計画経費積算書）とする。

別紙２

平成２８年度補助事業実施計画経費積算書（詳細）

種別 （費目）	大科目 （内容）	中科目 （積算内訳）	計画予算工種 名称	単位	数量	単価	工事費 （請負）	委託事務費 ○%又は積上げ （○○鉄道）	消費税等 相当額	金額 （補助事業に要する経費）	記事	移管後の財産帰属 （コミレのみ記載）
土木費												
線路設備費												
開業設備費												
用地費												
総額												

様式第1号(第9条関係)

工　事　着　手　届

平成　　年　　月　　日

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　嶋　野　正　史　宛

住　　所
商号又は名称
代　表　者　　㊞

下記のとおり着手したのでお届けいたします。

記

委託業務名	
委託場所	
契約年月日	平成　　年　　月　　日から
履行期間	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
補助対象事業費	金　　円

様式第2号(第9条関係)

完 了 通 知 書

平成　　年　　月　　日

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　嶋　野　正　史　宛

住　　所
商号又は名称
代　表　者　　㊞

下記の委託業務が、平成　　年　　月　　日に完了したので、事業委託契約書第９条の規定により、通知します。

記

委託業務名	
委託場所	
契約年月日	平成　　年　　月　　日から
履行期間	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
補助対象事業費	金　　円

資料５－５

工事協定書（案）

熊谷市地域公共交通会議（以下「甲」という。）と、秩父鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、工事施工認可に係る新駅（ソシオ流通センター駅）施設整備工事その他工事（以下「工事」という。）の施工について、次のとおり協定を締結する。

（相互協力）
第１条　甲及び乙は、工事の円滑な遂行を図るため相互に協力するものとする。

（工事の位置、設計及び工程）
第２条　工事の位置、設計及び工程は、別添図書のとおりとする。

（工事の施工）
第３条　本協定書が対象とする工事は、以下のとおりとする。
（１）補助対象工事
①き配電線支障移転工事（電線路、信号線、通信線関係移設）
②建築・土木工事（基本設計業務、設計監理業務、詳細設計業務、土木関係工事、軌道関係工事、建築関係工事）
③建築確認、上水・浄化槽申請他
④上水道引込み工事
⑤鉄道電話回線引込み工事
⑥NTT公衆回線引込み工事
⑦自動券売機設置、設定工事
⑧旅客案内看板、サイン類設置
⑨電気設備工事（電灯、電気設備）
⑩電車自動放送関係改修（5000･6000･7000系列電車）
⑪各駅時刻表運賃表他改修
⑫駅周辺フェンス工事
（２）補助対象外工事
①新駅備品整備

（工事の費用及び負担）
第４条　工事の費用（以下「工事費」という。）は、事業委託契約書（以下「契約書」という。）第５条第１項によるものとする。

（工事費の支払）
第５条　甲は契約書第１１条により支払うものとし、その時期、方法等については、別途甲乙協議するものとする。

（撤廃物等の処理）
第６条　工事施工の結果発生する撤廃物は、乙のものとする。
２　工事の施工に伴い購入し、又は設備した物件で工事竣工後残存するものは、乙が処分し精算するものとする。

（用地の使用等）
第７条　工事の施工に必要となる土地は、あらかじめ甲乙協議のうえ確保し、乙は工事期間中無償で使用できるものとする。

（行政上の手続き）
第８条　工事の施工に必要な行政上の手続き及び第三者との協議については、別途甲乙協議のうえ行うものとする。

（占用物件等の処理）
第９条　工事の施工に伴い支障する道路占用物件等の処理については、別途甲乙協議のうえ処理するものとする。

（損害の負担）
第１０条　契約書第１３条によるものとする。

（苦情等の処理）
第１１条　工事の施工に伴う第三者からの苦情等については、別途甲乙協議のうえ処理するものとする。

（その他）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

平成　　年　　月　　日

埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
甲　熊谷市地域公共交通会議
会　長　　嶋野　正史

埼玉県熊谷市曙町１丁目１番地
乙　秩父鉄道株式会社
代表取締役社長　　大谷　隆男

資料6

熊谷市地域公共交通会議　小委員会(案)

	役　職	所　属		氏　名	選出基準
1	委　員	朝日自動車株式会社	常務取締役	髙橋　直樹	一般乗合旅客自動車運送事業者
2	委　員	国際十王交通株式会社	取締役営業部長	神原　正夫	一般乗合旅客自動車運送事業者
3	委　員	株式会社協同バス	取締役社長	鈴木　貴大	一般乗合旅客自動車運送事業者
4	委　員	北斗交通株式会社	代表取締役	山崎　　博	一般乗合旅客自動車運送事業者
5	委　員	熊谷地区構内営業タクシー協議会	副会長	柿沼　伸幸	一般乗用自動車運送事業者が組織する団体
6	委　員	熊谷地域	代表	松田　眞市	住民の代表
7	委　員	大里地域	代表	田所　和夫	住民の代表
8	委　員	妻沼地域	代表	小林　芳雄	住民の代表
9	委　員	江南地域	代表	福田　征芳	住民の代表
10	委員長	熊谷商工会議所	副会頭	大久保　和政	住民の代表
11	委　員	くまがや市商工会(熊谷市観光協会妻沼支部)	理事	鴫原　壽子	住民の代表
12	委　員	社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会	参事兼熊谷支所長	西田　茂夫	住民の代表
13	委　員	くまがや共同参画を進める会	会員	根岸　　公	住民の代表
14	委　員	関東運輸局埼玉運輸支局	首席運輸企画専門官	柳瀬　光輝	運輸局長運輸支局長又はその指名する者
15	委　員	熊谷警察署	交通課長	小久保　和浩	熊谷警察署長又はその指名する者
16	委　員	埼玉県企画財政部交通政策課	主幹	能勢　一幸	県企画財政部交通政策課長又はその指名する者
		その他の交通会議が必要と認める者			